

3 子育て生活に配慮した働き方の改革 36億円(27億円)

- (1) 男性も育児参加できる職場環境の実現 3.7億円
経営トップリーダーからなる有識者会議の開催、モデル的取組を行う企業への支援等を総合的に展開し、育児休業の取得等、男性が育児参加できる職場環境の実現に向けた取組を推進する。
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の支援 20億円
一般事業主行動計画が適切に策定・実施されるように、一般事業主に対する啓発、指導、次世代育成支援対策推進センターの活用等を図るとともに、育児・介護雇用安定助成金の支給要件を事業主行動計画策定等の取組を反映させたものに見直す。
- (3) 緊急サポートネットワーク事業（仮称）の創設（新規） 7.8億円
子どもの突発的な病気、急な出張等による子育て中の労働者の育児等に係る緊急のニーズに対応し、専門技能を有するスタッフを登録、あつ旋することにより、仕事と子育ての両立を支援する。

4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 116億円(113億円)

- (1) 児童虐待防止対策など児童の保護・支援の充実（一部再掲） 45.1億円
- 児童虐待・DV対策等総合支援事業の創設 1.8億円
各自治体における要保護児童対策・DV対策等の一層の推進が図られるよう、従来の児童虐待防止対策関連事業、DV・女性保護対策関連事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設する。
- (対象となる主な事業)
- ・児童虐待防止対策支援事業
 - ・児童家庭支援センター運営事業
 - ・里親支援事業
 - ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）
 - ・婦人相談員活動強化費
 - ・売春・DV対策機能強化費
- 施設の小規模化の推進 2.3億円
児童養護施設で実施している小規模グループケアの対象施設を、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設まで拡大する。

○ 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の創設（再掲）

346億円

（対象となる主な事業）

- ・育児支援家庭訪問事業

（2）配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進 11億円

平成16年6月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の円滑な施行のため、婦人相談所、婦人保護施設等における相談・保護・自立支援等の各種施策の一層の推進を図る。また、人身取引被害者の保護を促進するため、婦人相談所からの委託により、婦人保護施設、民間シェルター、母子生活支援施設等において人身取引被害者の一時保護を実施する。

5 子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の充実

258億円（281億円）

（1）子どもの健康・医療の確保 57億円

○ 小児救急医療体制の整備 20億円

小児救急医療体制の整備を引き続き推進するとともに、小児救急医師の確保を図るための調整を二次医療圏単位から都道府県単位に拡大することとし、離・退職小児科医師の発掘、医師の再教育を行うことにより、小児救急医療等に対応する医師の確保を図る。

（2）小児慢性特定疾患対策の推進 128億円

小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具の給付を行うなどの福祉サービスを実施する。

（3）周産期医療体制の充実、不妊治療に対する支援 73億円

○ 母子保健医療対策等総合支援事業の創設 36億円

各自治体における子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の一層の充実が図られるよう、従来の周産期医療ネットワークの整備事業、不妊治療に対する支援事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設する。

（対象となる主な事業）

- ・母子保健強化推進特別事業
- ・新生児聴覚検査事業
- ・療育指導事業
- ・生涯を通じた女性の健康支援事業
- ・特定不妊治療費助成事業
- ・周産期医療対策事業
- ・総合周産期母子医療センター運営事業

6 母子家庭等自立支援対策の推進

3,351億円(3,116億円)

(1) 母子家庭等の自立のための子育て・生活、就業支援等の推進

48億円

○ 母子家庭等対策総合支援事業の創設

19億円

各自治体における母子家庭等の子育て・生活、就業支援等の一層の推進を図られるよう、従来の母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設する。

(対象となる主な事業)

- ・母子家庭等日常生活支援事業
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・自立支援教育訓練給付金事業
- ・母子自立支援プログラム策定事業(新規)

○ 母子家庭の母等に対する職業訓練受講機会の拡充

6.6億円

就労経験の少ない母子家庭の母等に対する無料の職業訓練の拡充を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

3,304億円

○ 母子寡婦福祉貸付金の充実

51億円

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法を受け、母子家庭等の自立を積極的に促進するため、母子寡婦福祉貸付金について、就学支度資金の貸付限度額の引上げ、技能習得資金等の据置期間の延長を図る。

○ 児童扶養手当

3,252億円

平成16年の消費者物価指数は対前年比▲0.2～+0.1%程度となる見込みである。

平成17年通常国会に、児童扶養手当の額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法案を提出することとしている。(物価が上昇した場合には手当額を据え置くこととし、段階的に1.7%の特例措置分(平成12～14年度の据え置き分)を解消していく。ただし、物価が下落した場合には、物価スライドにより引下げ。)

手当額 (▲0.1%の場合)

	(平成16年度)		(平成17年度)
全部支給(月額)	41,880円	→	41,800円
一部支給(月額)	41,870円	→	41,790円
	～9,880円		～9,870円